

ながとラボ 会員規約

(趣旨)

第1条 この規約は、長門産ネットワーク協同組合（以下「組合」という。）が受託運営する「ながとラボ」の施設利用規約第3条に定める「ながとラボ利用会員（以下「会員」という。）」について必要な事項を定めるものとする。

(入会資格)

第2条 会員となれるのは、以下の各号に該当するものとする。

- (1)長門市に住所を有する個人
- (2)長門市に主たる事務所または支店を有する法人及び団体
- (3)長門市に主たる事務所を有する公的法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体）
- (4)長門市在住以外の個人、法人で、施設長が特に必要として推薦し、組合理事会で承認したもの
 - 2 個人又は法人の役員が暴力団関係者である場合、会員となれない。

(会員の種別)

第3条 会員の種別は、以下の通りとする。

- 個人会員…第2条(1)に該当するもの
- 団体会員…第2条(2)に該当するもの
- 公的法人会員…第2条(3)に該当するもの
- 市外会員…第2条(4)に該当するもの

(入会金・年会費)

第4条 入会金及び年会費は以下の通りとする。

	入会金	年会費
個人会員	3,000円	3,000円
団体会員	6,000円	6,000円
公的法人会員	3,000円	3,000円
市外会員	12,000円	12,000円

- 2 入会金は入会が認められた月の月末までに支払うものとする。
- 3 年会費は毎年5月31日までに支払うものとする。
- 4 年度途中の入会については、年会費を月割りで計算し、入会金と同時に支払うものとする。
- 5 一旦納入した入会金・年会費は事由の如何を問わずこれを返還しない。
- 6 組合は経済情勢などの変動に応じて、入会金・会費などの金額を変更することができる。但し、その変更については年度の替わる1ヶ月前までに会員に告知するものとする。

(会員資格の譲渡等の禁止)

第5条 会員はその会員資格を他に譲渡すること（相続を含む）はできない。

(会員の遵守事項)

- 第6条 会員は、施設利用にあたり、本規約、施設利用規約、その他施設の諸規則を遵守しなければならない。
- 2 会員は、施設利用にあたり、施設長及び施設職員の指示に従わなければならない。
 - 3 会員は、住所または連絡先等入会申込書記入事項に変更のあった場合は速やかに所定の書面で届け出なければならない。

(会員の退会)

- 第7条 会員は以下の各号により退会となる。
- (1) 所定の退会届を提出し、組合に受理されたとき
 - (2) 第2条1項に定める長門市民でなくなったとき
 - (3) 死亡又は解散したとき

(会員資格の停止)

- 第8条 会員が以下の各号に該当する場合は、資格を一時停止する。
- (1) 所定の会費を滞納したとき
 - (2) 施設利用規約に違反したとき
 - (3) 施設長からの合理的な指示・指導に従わないとき
 - (4) 入会書類に虚偽を記載したことが判明したとき
 - (5) 会員として品位を損なうと認められる非行があったとき
 - (6) その他、社会通念に照らし、会員としてふさわしくないと認めたとき

(会員の除名)

- 第9条 会員が以下の各号に該当する場合は、除名とする。
- (1) 所定の会費を6ヵ月以上滞納したとき
 - (2) 第2条2項に該当することが判明したとき
 - (3) 施設の名誉、信用を著しく毀損し、または秩序を乱したとき

(公開及び損害賠償措置等)

- 第10条 会員が本規則、その他の規則に違反した場合、組合は、その商号・氏名を公開することができる。
- 2 会員が本規則、その他の規則に違反した場合、会員は、組合の信用の失墜を含む組合が被った一切の損害につき、その損害を賠償する。

(会員情報の公開)

- 第11条 組合は、会員の氏名及び商号を公開する。

(細則)

- 第12条 本規約に定めていない事項及び業務遂行上必要な細則は組合が定める。

(改定)

第13条 本規約の改廃は、組合理事会の決議をもって行う。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。